

県内企業の採用力向上推進事業業務委託仕様書

1. 業務目的

人材獲得が顕著な課題となっている中、企業は戦略をもって採用活動を推し進める必要がある。そこで、人材採用のノウハウやスキルが不足している県内企業を対象に、採用活動に関する課題解決を伴走型で支援し、その効果を他企業へ波及させることにより、県内企業全体の採用力の向上を図る。

2. 業務概要

(1) 事業概要

- ① 個別支援の実施
県内企業の採用力向上を図るため、企業の採用活動全般にわたる個別支援を重点的に実施する。
- ② 企業向けセミナーの実施
個別支援企業以外の企業への効果の波及を図るため、採用活動及びインターンシップの実施に関するノウハウを習得するためのセミナーを実施する。
- ③ 事業成果のとりまとめ
県内企業の採用に対する意識向上を図るため、本事業で得られた採用力向上のためのノウハウ及び事例について、とりまとめを行う。
- ④ 特設サイトの作成・運用
事業の案内・周知、参加企業の募集、県内企業への事業成果の横展開を図るための特設サイトを作成する。

(2) 委託期間

契約を締結した日から令和7年3月14日まで

(3) 対象者

県内に本社又は採用権限のある事業所をもつ企業

(4) 事業目標

- ① 個別支援
県内企業5社以上
- ② 企業向けセミナー（5回以上）
1回につき県内企業50社以上

3. 委託内容

(1) 個別支援の実施

- ① 個別支援企業の募集・選定
本事業において個別支援を実施する企業は、県内に本社又は採用権限のある事業所をもつ企業のうち、以下の要件を満たす企業とする。
 - ・新規で1名以上の正社員（中途採用含む）の雇用を令和8年4月までに予定していること。個別支援を実施する企業の募集にあたっては、積極的に周知を行うこと。
個別支援を実施する企業の選定にあたっては、業種、課題の具体性、課題解決に向けた過去の取組実績及び意欲、学生の採用意欲等を考慮し、県と協議のうえ支援企業を決定すること。
なお、当該企業については、県の産業・雇用の施策に協力することを前提とすること。
- ② 内容
個別支援として、担当制によるハンズオンでのコンサルティングを実施すること。なお、支援にあたっては、採用戦略策定から採用までにいたるすべての工程における課題解決に対応できること。
また、採用活動に関する支援のみではなく、その前提となる人事処遇・職場環境の改善や人材定着等の課題に対しても、県の関連事業や関係機関等と連携した支援を行うこと。
個別支援については、必要な知識及び経験をもつ人員を1名以上配置すること。
- ③ 実施時期・回数

受託後速やかに個別支援企業を選定した上、随時支援を実施すること。
対面形式で1社あたり3回以上の個別支援を実施するとともに、オンラインや電話での相談に随時対応できる体制をとること。

必要に応じて、合同での勉強会等を別途開催することも差し支えない。

(2) 企業向けセミナーの実施

① 内容

新規学卒者を含む若年者の採用に意欲のある県内企業の経営者または人事・総務担当者を対象に、採用活動及びインターンシップの実施に関するノウハウを習得するためのセミナーを実施し、個別支援対象企業を含めた県内企業の採用力の底上げを図る。

以下の(ア)～(オ)のテーマを必須とし、セミナーを5回以上実施すること。なお、必要に応じてテーマを追加して実施して差し支えないものとする。

- (ア) 県内及び全国の採用市場や若年者の就職活動の現状
- (イ) 学生や若年者目線での採用活動（学生や若年求職者からの率直な意見を聴けるもの）
- (ウ) インターンシッププログラム設計
- (エ) 職場環境の改善や人材定着支援
- (オ) 個別支援企業の成果報告会

② 実施時期

参加企業にとって効果的と思われる順序で(ア)～(エ)の各セミナーを実施すること。なお、(オ)成果報告会については、(ア)～(エ)の各セミナーが終了後に実施すること。

③ 実施方法

実施内容に応じて対面、オンライン又はハイブリッド形式で開催すること。

対面で実施する場合は、交通アクセスの利便性、駐車場、想定される参加者数等を考慮し、受託者において適切な県内の会場を選定及び確保すること。オンラインで実施する場合は、リアルタイムでの配信とすること。

(3) 事業成果のとりまとめ

本事業で得られた採用力向上のためのノウハウ及び事例について、わかりやすくとりまとめ、電子データで県に提出すること。

事業成果のとりまとめにあたっては、県内企業の採用に対する意識が向上するような工夫を行うこと。

なお、共有にあたっては企業からの同意を前提とすること。

(4) 特設サイトの作成・運用及び広報

事業の案内・周知、参加企業の募集、県内企業への事業成果の横展開を図るための特設サイトを作成すること。

特設サイトは、見やすさ、検索されやすさ、情報の速さを重視して作成・運営すること。

特設サイトには事業概要を掲載し、広報・周知を図るとともに、県内企業向けの申込ページを作成すること。

また、上記(3)事業成果のとりまとめを特設サイトに掲載した上で、県内企業への効果的な横展開を図ること。

そのほか、PRチラシやSNS等を活用して効果的な事業の広報を行い、事業目標の達成に努めること。目標の達成が困難と認められる場合は、達成に向けた積極的な提案を行うこと。

チラシ・ウェブ及び新聞広告等の広報物の作成、配布及び掲示にあたっては、事前に県と協議すること。

(5) その他

参加企業の募集、連絡調整、資料の作成、業務の運営・サポート等、上記委託内容の実施・運営に必要な一切の事務を行うこと。

業務実施スケジュールに応じて、随時打合せを実施するものとし、県が打合せを指示した場合は、

受託者は速やかに応じること。その際、議事録を作成し、提出すること。

委託期間終了後、特設サイトの管理は県が行うため、更新等が可能な状態で受け渡すこと。

4. 業務報告及び成果物

(1) 業務実施状況報告書

毎月10日までに、前月に実施した業務について、以下に留意の上、業務実施状況報告書を作成し、県へデータで提出し、内容について報告すること。ただし、令和7年3月分に関しては、当月14日までに提出すること。

- ① 事業の詳細として、個別支援の実施状況、セミナー参加状況、その他県が指示する内容を掲載すること。
- ② 本事業に参加した企業での新規採用者数及び参加した企業数、企業名、業種を明示すること。

(2) 業務完了報告書

令和7年3月14日までに、委託期間中に実施した全ての業務について、以下に留意の上、業務完了報告書を作成し、県へ紙及びデータで提出すること。

- ① 前記4(1)において掲載した情報を包括して掲載すること。
- ② 各業務における実施状況、実績、得られた知見を明示すること。

(3) 成果物

令和7年3月14日までに、成果物として、以下データを県へ提出すること。

- ① 個別支援実施企業に対する満足度及び採用活動における意識の変化、中途採用の状況（委託期間満了までの就業者の状況）、学卒採用計画に対する内定充足状況等（令和7年4月採用内定状況）のアンケート等の集計結果データ
- ② 各種セミナー参加企業に対する満足度及び採用に対する意識の変化、中途採用の状況（委託期間満了までの就業者の状況）及び学卒採用計画に対する内定充足状況等（令和7年4月採用内定状況）、翌年度の個別支援への意向等のアンケート等の集計結果データ

5. 秘密の厳守

この業務による成果物に係る権利はすべて奈良県に帰属するものとする。受託者は成果物の保管に留意するものとし、成果物を県の許可なく他に公表してはいけない。

また、この事業により知り得た情報はこの事業の目的外に使用できないものとし、他に漏らしてはならない。これは契約期間終了後も同様とする。

6. 会計帳簿

この事業に係る経理処理については、他の経理と明確に区分した会計帳簿を備えるとともに収支を記載し、経費の使途を明らかにすること。会計帳簿のほかこの事業による成果物は事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

7. 個人情報保護

この事業の実施に際して入手した個人情報の取扱については、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

8. 公契約条例

別紙「公契約条例に関する遵守事項」に記載する遵守事項を理解した上で受注すること。

9. その他

受託者は、この仕様書に定めのないものについても、この事業の遂行のために必要と思われるものは、県と協議して実施することができるものとする。

委託内容は、採択された企画提案の内容を基本とするが、県の指示により変更、修正を求められる場合がある。

本仕様書に記載のない事項又は不測の事態の対応等については、県及び受託者、両者協議の上決定する。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

注1 「甲」は「奈良県」を、「乙」は「受託者」をいう。

<別 紙>

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又はこの業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。